【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2021年2月15日【会社名】株式会社一蔵

【英訳名】 ICHIKURA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河端 義彦

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市北区大成町四丁目699番地1

【電話番号】 048-660-2211 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理本部長 数見 康浩

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館13階

【電話番号】 03-5288-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理本部長 数見 康浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- 1.固定資産の減損損失について
 - (1) 当該事象の発生年月日2021年2月10日

(2) 当該事象の内容

2021年3月期第3四半期会計期間において、当社が保有するウエディング事業施設の一部について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、将来の回収可能性等を検討した結果、個別決算で344,915千円、連結決算で344,915千円を減損損失として特別損失に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象については、2021年3月期第3四半期個別決算及び2021年3月期第3四半期連結決算において、 上記金額を特別損失に計上しております。

2.繰延税金資産の取崩しについて

(1) 当該事象の発生年月日

2021年2月10日

(2) 当該事象の内容

2021年3月期の実績及び今後の業績動向を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、2021年3月期第3四半期会計期間において繰延税金資産を取崩し、個別決算で698,088千円、連結決算で701,653千円を法人税等調整額に計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象については、2021年3月期第3四半期個別決算及び2021年3月期第3四半期連結決算において、 上記金額を法人税等調整額に計上しております。

以 上